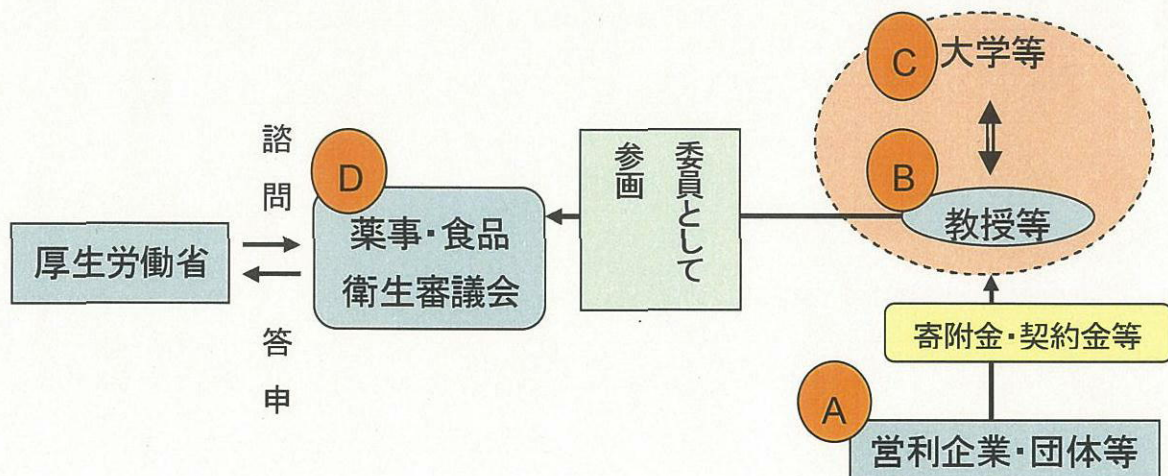


## 本委員会の基本的な論点の再整理

### 1 何を誰が評価するか

- 企業等Aから教授等Bが「寄付金等」を受けることを、大学等Cとしてどのように評価するかではなく、
- そのような「寄付金等」を受けた教授等Bが合議体である審議会Dに委員として参画（審議・議決）することを、審議会D（全体）としてどのように評価するか。

（注）厚生労働省所管の審議会の中には、利害関係者が参画し、議論・議決するものも少なくないが、新薬等の審査等においては、特に中立・公平な議論が求められている。



### 2 評価の基準をどう考えるか

- 運営状況や諸外国の類似事例に照らした、現行申合せの妥当性の検証。
- 上記検証に当たって残された課題。
  - ・ 奨学寄付金を「寄付金等」に含めるかどうか。
  - ・ 教授等個人あてではなく、大学・学部等の組織あてのものとして受け取ったものまで「寄付金等」に含めるかどうか。
  - ・ 「寄付金等」の申告方法は、現行のようなチェック方式で良いかどうか。
  - ・ 当該基準は、審議会（分科会）が審議ルールの一つとして申し合せるという位置付けで良いかどうか。